

崇城大学における障害学生支援に関する指針（ガイドライン）

平成29年3月1日制定

本指針（ガイドライン）は、崇城大学における障害のある全ての学生に関わる修学支援について定めるものとする。

1 目的

この指針（ガイドライン）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第8条第2項の規定に基づき、崇城大学における障害のある学生に対する差別的取扱いの解消を推進し、学生生活を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

崇城大学は、「障害者の権利に関する条約（国連）」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むように努めるとともに、障害のある学生が障害のない学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れるよう修学支援を行うことに積極的に取り組むものとする。

（1）障害のある学生に対する修学支援は、原則として本人及び保護者からの支援要請に基づき行うものとする。

（2）成績評価については、学内基準に基づき障害の有無・程度に関わらず行い。いわゆる「ダブル・スタンダード」は設けない。その他、具体的な修学支援は、原則として受験時、入学時、学年変更時の面談の際、学生支援センターと本人及び保護者が、十分な合意形成・共通理解を図った上で決定し、大学から提供するものとする。

3 指針（ガイドライン）の適用範囲

この指針（ガイドライン）は、学生に適用される。学生には、学部生または大学院生、研究生、委託生、科目等履修生、留学生等が含まれる。

4 障害のある学生の定義

「障害のある学生」の範囲は、肢体不自由、聴覚・言語障害、視覚障害、病弱・虚弱、重複障害、精神障害、発達障害などの「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とする。

ここで、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障害となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のもの」のこととする。

5 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

崇城大学は、この指針（ガイドライン）において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

6 合理的配慮の提供

- (1) 崇城大学は、障害のある学生及び保護者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供に努めなければならない。
- (2) 崇城大学は、障害のある学生に提供する合理的配慮について、障害のある学生の一人ひとりの修学支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携・協力して個別対応をおこなうことに努めなければならない。
- (3) 崇城大学は、上記の合理的配慮の提供を行うに当たり、高等教育における「合理的配慮」については、文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告（第一次まとめ）、日本学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改定版）」が定める基準取扱いを参考とするものとする。

7 相談体制の整備

崇城大学は、障害のある学生及びその家族その他の関係者からの合理的配慮に関する相談に的確に応じるための相談窓口を、下記のとおり指定する。

- ① 学生支援センター
- ② 学生厚生課
- ③ 所属学部・学科
- ④ 就職課、入試課及び国際交流センター

なお、障害のある学生本人が、正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等を受けた場合において、その苦情、相談に応じるための窓口を、下記のとおり指定する。

- ① 学生支援センター
- ② ハラスメント相談員

8 研修及び啓発

- (1) 崇城大学は、教職員に対し、障害を理由とする差別の解消と障害特性についての理解の促進とを目的に、必要な研修・啓発を行うものとする。
- (2) 崇城大学は、新たに教職員になった者に対して、障害を理由とする差別の解消等に関する基本的な事項について理解させるための研修を行うものとする。

9 指針（ガイドライン）の見直し

崇城大学は、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらす場合、必要に応じて、この指針（ガイドライン）を見直し、充実を図るものとする。なお、この指針の改定は、学生支援センターで行うものとする。

附 則

- 1 この指針（ガイドライン）は、平成29年4月1日から施行する。